

記者会見資料

令和5年11月28日(火)

問合せ先 総務課総務室政策法務班

※なお、議案の詳細は、担当課室等に問い合わせをお願いいたします。(別紙参照)

連絡先 0479-24-8190

令和5年12月市議会定例会提案予定議案(要旨)

令和5年11月28日現在

議案第1号 令和5年度銚子市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ3億8,286万円増額し、総額を266億5,390万千円とする。

○歳入歳出予算の主な内容

9番 生活保護扶助経費	9,043万円
12番 公立保育所再編・整備経費	5,716万円
15番 病院事業会計負担、補助及び出資経費(指定管理者交付金)	5,200万円
16番 私的二次救急医療機関運営支援事業経費	1,130万円
17番 漁業振興等促進経費	3,000万円
21番 職員給与費等	5,429万円

繰越明許費

○繰越明許費の主な内容

(1) 旧第一保育所解体工事事業	6,150万円
(2) 第二保育所駐車場整備工事事業	5,716万円

債務負担行為

○債務負担行為の主な内容

(1) 銚子市漁業振興等事業費補助(銚子漁港第3卸売場整備分)	2億7,801万円
(2) 衛生センター運転管理業務委託	4,769万円

議案第2号 令和5年度銚子市病院事業会計補正予算(第1号)

収益的収入及び支出の補正

○収益的収入及び支出をそれぞれ2,506万円増額し、6億7,106万円とする。

(1) 病院事業収益	
・医業外収益(一般会計負担金及び補助金)	2,506万円
(2) 病院事業費用	
・医業費用(交付金等)	5,428万円

- ・ 医業費用（有形固定資産減価償却費） ▲ 2, 9 4 0 万円
- ・ 医業外費用（支払利息） 1 9 万円

資本的収入及び支出の補正

○資本的収入を 4 2 0 万円増額し、1 億 9 0 8 万円に、
資本的支出を 2, 3 1 1 万円増額し、2 億 8, 0 1 1 万円とする。

(1) 資本的収入

- ・ 出資金（一般会計出資金） 4 2 0 万円

(2) 資本的支出

- ・ 企業債償還金（元金償還金） 2, 3 1 1 万円

他会計からの補助金の補正

○6 億 2, 2 0 9 万円から 6 億 4, 7 0 6 万円へ補正（2, 4 9 7 万円の増）

議案第 3 号 令和 5 年度銚子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ 6 9 3 万円減額し、総額を 7 5 億 7, 7 3 4 万円とする。

○歳入歳出予算の内容

- (1) 事務処理システム標準化対応業務委託 3 3 2 万円

- (2) 人事院勧告に基づく給与改定及び職員数・職員構成の変動などによる職員給与費等の補正

▲ 1, 0 2 5 万円

議案第 4 号 令和 5 年度銚子市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ 8 0 0 万円増額し、総額を 6 6 億 4, 7 8 1 万円とする。

○歳入歳出予算の内容

- (1) 介護保険システム改修業務委託 6 2 7 万円

- (2) 人事院勧告に基づく給与改定及び職員数・職員構成の変動などによる職員給与費等の補正

1 7 3 万円

議案第 5 号 令和 5 年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

歳入歳出予算の補正

○歳入歳出それぞれ 3 6 万円増額し、総額を 9 億 6, 6 3 6 万円とする。

○歳入歳出予算の内容

- 人事院勧告に基づく給与改定などによる職員給与費等の補正 3 6 万円

議案第6号 銚子市財政調整基金条例等の一部を改正する条例制定について

毎会計年度において決算上生じた剰余金について、翌年度に繰り越さないで財政調整基金に編入していたものを、翌年度の歳入に編入した上で当該基金に積み立てることができるよう、所要の改正をしようとするもの

○改正する条例

- (1) 銚子市財政調整基金条例
- (2) 銚子市国民健康保険事業財政調整基金条例
- (3) 銚子市介護保険事業財政調整基金条例

○施行期日 公布の日

議案第7号 銚子市職員の給与に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行うため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 給料月額の改定

ア 対象職員 全職員

イ 改定時期 令和5年4月1日

(2) 期末手当・勤勉手当の支給月数

ア 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	期末手当	1.20月分	1.20月分	2.40月分	4.40月分
	勤勉手当	1.00月分	1.00月分	2.00月分	
改 定 後	5年度 期末手当	1.20月分	<u>1.25月分</u>	<u>2.45月分</u>	<u>4.50月分</u>
	勤勉手当	1.00月分	<u>1.05月分</u>	<u>2.05月分</u>	(+0.1月)
	6年度 期末手当	<u>1.225月分</u>	<u>1.225月分</u>	<u>2.45月分</u>	<u>4.50月分</u>
	以降 勤勉手当	<u>1.025月分</u>	<u>1.025月分</u>	<u>2.05月分</u>	(+0.1月)

イ 定年前再任用短時間勤務職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	期末手当	0.675月分	0.675月分	1.350月分	2.30月分
	勤勉手当	0.475月分	0.475月分	0.950月分	
改 定 後	5年度 期末手当	0.675月分	<u>0.700月分</u>	<u>1.375月分</u>	<u>2.35月分</u>
	勤勉手当	0.475月分	<u>0.500月分</u>	<u>0.975月分</u>	(+0.05月)
	6年度 期末手当	<u>0.6875月分</u>	<u>0.6875月分</u>	<u>1.375月分</u>	<u>2.35月分</u>
	以降 勤勉手当	<u>0.4875月分</u>	<u>0.4875月分</u>	<u>0.975月分</u>	(+0.05月)

ウ 特定任期付職員

		6月支給分	12月支給分	計
現 行	期末手当	1.650月分	1.650月分	3.30月分
改 定 後	5年度 期末手当	1.650月分	<u>1.750月分</u>	<u>3.40月分</u> (+0.1月)
	6年度 期末手当 以降	<u>1.700月分</u>	<u>1.700月分</u>	<u>3.40月分</u> (+0.1月)

○施行期日 一部の規定を除き、公布の日

議案第8号 銚子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

職員の仕事と育児の両立支援をより一層促進するための措置として、千葉県において1日に2時間を超えない範囲で取得できる育児に関する休暇の対象が拡大されたことに伴い、本市においても同様の措置を講ずるため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

子育て部分休暇の新設

- (1) 対象者 小学校1年生から3年生までの子を養育する職員（会計年度任用職員を除く。）
- (2) 付与時間 1日2時間を超えない範囲

○施行期日 公布の日

議案第9号 銚子市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

国の特別職の職員の期末手当に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について改定をしようとするもの

○改正の概要

期末手当の支給月数

		6月支給分	12月支給分	計
現 行	期末手当	1.650月分	1.650月分	3.30月分
改 定 後	5年度 期末手当	1.650月分	<u>1.750月分</u>	<u>3.40月分</u> (+0.1月)
	6年度 以降 期末手当	<u>1.700月分</u>	<u>1.700月分</u>	<u>3.40月分</u> (+0.1月)

○施行期日 一部の規定を除き、公布の日

議案第10号 銚子市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

人事院規則で定める国家公務員の防疫等作業手当の特例に準じ、本市においても特定新型コロナウイルス感染症等により生じた事態に対処するため防疫等作業手当の特例を設けようとするもの

○改正の概要

特定新型コロナウイルス感染症等に係る防疫等作業手当の特例の新設

- ・支給額 日額1,500円（緊急かつ心身に著しい負担を与える作業の場合は4,000円）を超えない範囲内において、作業に応じて市長が定める額

○施行期日 公布の日

議案第11号 銚子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の改定を行うため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 給料月額の改定

ア 対象職員 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員

イ 改定時期 令和5年4月1日

(2) 期末手当の支給月数

		6月支給分	12月支給分	計
現 行	期末手当	1.275月分	1.275月分	2.55月分
改 定 後	5年度 期末手当	1.275月分	<u>1.325月分</u>	<u>2.60月分</u> (+0.05月)
	6年度 以降 期末手当	<u>1.225月分</u>	<u>1.225月分</u>	<u>2.45月分</u> (▲0.10月)

○施行期日 一部の規定を除き、公布の日

議案第12号 銚子市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付する際の手数料を定めるため、所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

1件につき350円の手数料を徴している住民票の写し及び印鑑登録証明書について、多機能端末機から交付する場合に限り、その額を300円とする。

○施行期日 規則で定める日

議案第13号 銚子市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機において、利用者証明用電子証明書を搭載した個人番号カード又はスマートフォンを利用した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の改正をしようとするもの

○施行期日 規則で定める日

議案第14号 銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定にあわせ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し銚子市立高等学校教育職員の給与改定を行うため所要の改正をしようとするもの

○改正の概要

(1) 給料月額改定

ア 対象職員 全職員

イ 改定時期 令和5年4月1日

(2) 期末手当・勤勉手当の支給月数

ア 定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	期末手当	1.20月分	1.20月分	2.40月分	4.40月分
	勤勉手当	1.00月分	1.00月分	2.00月分	
改 定 後	5年度 期末手当	1.20月分	<u>1.25月分</u>	<u>2.45月分</u>	<u>4.50月分</u>
	勤勉手当	1.00月分	<u>1.05月分</u>	<u>2.05月分</u>	(+0.1月)
	6年度 期末手当	<u>1.225月分</u>	<u>1.225月分</u>	<u>2.45月分</u>	<u>4.50月分</u>
	以降 勤勉手当	<u>1.025月分</u>	<u>1.025月分</u>	<u>2.05月分</u>	(+0.1月)

イ 定年前再任用短時間勤務職員

		6月支給分	12月支給分	年間	計
現 行	期末手当	0.675月分	0.675月分	1.350月分	2.30月分
	勤勉手当	0.475月分	0.475月分	0.950月分	
改 定 後	5年度 期末手当	0.675月分	<u>0.700月分</u>	<u>1.375月分</u>	<u>2.35月分</u>
	勤勉手当	0.475月分	<u>0.500月分</u>	<u>0.975月分</u>	(+0.05月)
	6年度 期末手当	<u>0.6875月分</u>	<u>0.6875月分</u>	<u>1.375月分</u>	<u>2.35月分</u>
	以降 勤勉手当	<u>0.4875月分</u>	<u>0.4875月分</u>	<u>0.975月分</u>	(+0.05月)

ウ 特定任期付職員

		6月支給分	12月支給分	計
現 行	期末手当	1.650月分	1.650月分	3.30月分
改 定 後	5年度 期末手当	1.650月分	<u>1.750月分</u>	<u>3.40月分</u> (+0.1月)
	6年度 以降 期末手当	<u>1.700月分</u>	<u>1.700月分</u>	<u>3.40月分</u> (+0.1月)

○施行期日 一部の規定を除き、公布の日

議案第15号 公の施設に係る指定管理者の指定について（銚子市斎場）

銚子市斎場に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経ようとするもの

○議案の概要

(1) 指定する団体

富山県富山市奥田新町12番3号

株式会社宮本工業所

代表取締役 宮本芳樹

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

以上